

<令和6年度 松戸健康福祉センター運営協議会資料>

# 松戸健康福祉センター 組織・事業概要説明

## 【Ⅰ 組織】

- 1 県内の保健所(健康福祉センター)
- 2 松戸健康福祉センターの管轄
- 3 松戸健康福祉センターの組織

## 【Ⅱ 保健所機能】

- 1 医務・薬務・厚生統計調査等
- 2 地域保健
- 3 結核・感染症
- 4 生活衛生
- 5 検査

## 【Ⅲ 福祉・監査指導業務】

- 1 福祉業務
- 2 監査指導業務

## 【 I 組織 】

### 1 県内の保健所(健康福祉センター)

県では平成 16 年の組織改正により、市町村合併や地方分権の進展による市町村の機能強化を踏まえ、県内 10 地域にあった総合出先機関である支庁を廃止し、支庁社会福祉課と保健所を統合した、健康福祉センターを新たに設置しました。

健康福祉センターでは、保健、医療、衛生、福祉など様々な業務を行っていますが、引き続き、地域保健法の規定による保健所機能を有する機関であることをわかりやすく示すため、県民の方になじみのある保健所という名称も併用し、現在は、「保健所(健康福祉センター)」の表記としています。

名称	設置主体	施設数	設置地域
保健所 (健康福祉センター)	県	13	習志野、市川、松戸、野田、印旛、 香取、海匝、山武、長生、夷隅、 安房、君津、市原
保健所	市	3	【指定都市】 千葉市 【中核市】 船橋市、柏市

※保健所は、地域保健法第 5 条により県、政令指定都市及び中核市が設置し、県内には計 16 の保健所があります。

### 2 松戸健康福祉センターの管轄

松戸健康福祉センターの管轄は松戸市、流山市、我孫子市の 3 市(※1)で、東葛北部保健医療圏(※2)に含まれています。管内 3 市の人口は 838 千人で、県総人口の約 13%を占めます。

(※1)福祉業務の管轄は上記 3 市のほか柏市が含まれます。監査業務の管轄は上記 3 市のほか野田市、柏市(県が所管する社会福祉法人等)が含まれます。

(※2)医療法に基づく区域で「2 次保健医療圏」として病床の整備を図るべき地域的単位です。東葛北部保健医療圏は 5 市(松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市)から構成されます。



### 3 松戸健康福祉センターの組織

#### (1) 職員数

松戸健康福祉センターでは、事務職 26 人、技術職 64 人、計 90 人の職員が各種業務に従事しています。

職 種		職員数 (人)
事務職		26
技術職	医師	1
	獣医師	5
	薬剤師	11
	保健師	22
	管理栄養士	6
	臨床検査技師	13
	診療放射線技師	1
	精神保健福祉相談員	5
合計		90

(令和 5 年 10 月 31 日現在)

#### (2) 各課の業務

課名	業務内容
総務課	庶務、歳入・歳出
企画課	医務、薬務、献血、保健医療計画、統計調査、地域医療構想調整会議、保健所実習、災害医療
地域保健課	保健師関係指導、母子保健、成人・老人保健、健康支援、地域・職域連携、栄養改善、歯科保健、精神保健福祉、医療費助成（難病・小児等）
地域福祉課	民生委員・児童委員、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、障害者相談、DV 相談、中核地域生活支援センター連絡調整会議
疾病対策課	結核予防、感染症対策、エイズ対策、被爆者援護
生活衛生課	食品衛生、動物、環境衛生（理美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場・民泊・プール等）
食品機動監視課	食品衛生（食品製造、集団給食等）
検査課	ウイルス検査、微生物検査
監査指導課	社会福祉法人、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）などの指導監査等

### (3) 我孫子連絡所について

平成 20 年に柏市が中核市に移行し、市保健所を設置したことに伴い、それまで柏市、流山市、我孫子市を管轄していた県柏保健所が廃止され、流山市及び我孫子市は松戸健康福祉センターの管轄となりました。

また、我孫子市民の利便性を考慮し、我孫子市保健センター内に「松戸保健所（松戸健康福祉センター）我孫子連絡所」を設置しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 7 日以降臨時休館していましたが、令和 5 年 10 月 2 日から再開し、申請書類の配布や預かり等の窓口業務を実施しています。

## 【Ⅱ 保健所機能】

### 1 医務・薬務・厚生統計調査等

事業年報 P.17～38

#### (1) 医務・薬務に係る許認可、立入検査等

医療法等に基づく施設の許認可を行うとともに、毎年度、医療法第25条第1項の規定に基づき管内の医療機関に対して立入検査し、必要な指導を行っています。

施設区分	施設数 (令和5年度末)	立入件数 (令和5年度)
病院	32	32
診療所 (うち有床診療所)	939 (11)	4 (4)
助産所 (うち入所施設を有する施設)	21 (2)	1 (1)

薬機法等に基づく施設の許認可を行うとともに、県計画に基づき管内薬事関係施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行っています。

施設区分	施設数 (令和5年度末)	立入件数 (令和5年度)
薬局・医薬品販売業等	4,345	687
毒物劇物販売業等	130	72

#### (2) 医療従事者に係る免許事務

医師、看護師等の厚生労働大臣免許及び准看護師、栄養士等の知事免許の交付申請、書換申請の受理を行っています。

免許種類	取扱件数(令和5年度)
厚生労働大臣免許	1,069
知事免許	253

#### (3) 薬物乱用防止対策

管内の薬物乱用防止指導員(48名)の協力を得て、地域啓発活動を実施しています。令和5年度は3か所において実施しました。

また、「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、管内4箇所において、けし50本を発見し焼却処分を行いました。

#### (4) 厚生統計調査

厚生行政をはじめ各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、厚生労働省が実施する統計調査等の受託事務を行っています。

(主なもの)

調査	頻度	時期等(直近)
国民生活基礎調査	毎年	基準日:6月1日
医療施設動態調査	毎月	通年
医療施設静態調査	3年に1回	基準日:10月1日 (令和5年度)
患者調査	3年に1回	基準日:10月のうち指定された日 (令和5年度)
受療行動調査	3年に1回	基準日:10月のうち指定された日 (令和5年度)
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	基準日:12月31日 (令和4年度)

#### (5) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

東葛北部地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び地域医療構想を推進するために必要な協議を行うため、会議を4回開催しました。

当センターは事務局として、協議の場の提供及び地域と本庁各課をつなぐ役割を担っています。

#### (6) 地域保健従事者研修・保健所実習

医師、保健師、栄養士を目指す学生や臨床研修医師に対して、職種に応じたプログラムを作成し、実習を実施しています。

対象者	実施人数(令和5年度)
医師	受入希望なし
保健師	38
栄養士	10
臨床研修医師	受入希望なし

## 2 地域保健

### (1) 地域・職域連携推進事業（事業年報 P.12～13）

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病予防を中心とする各種保健事業の共同実施、地域保健関係施設等の相互活用等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制整備の推進を目的に「保健所圏域地域・職域連携推進協議会」を設置し、連携を図っています。協議会委員は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、労働基準監督署、商工会議所・商工会民生委員、学識経験者、医療保険者、全国健康保険協会、地域産業保健センター、地域保健関係機関より構成されています。

高齢化社会の進行に伴い、高齢者の就業者が増加し60歳以上の労働者が増えています。2022年国民生活基礎調査による「介護が必要となった主な原因」上位3つは、認知症、脳血管疾患、骨折・転倒となっています。これらの疾患は食事や運動習慣、社会参加といった要因と大きく関係しています。要介護状態になる前からのフレイル予防が重要であるため、40・50代の働く世代への周知啓発を目的に令和5年度から令和7年度までの3カ年計画で、働く世代のフレイル対策をテーマに取り組みを実施しています。

令和5年度 取り組み	令和6年度 取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>・協議会および作業部会</li><li>・協議会委員・作業部会委員対象フレイル勉強会</li><li>・普及啓発リーフレット配布（2,800部）</li><li>・職域向け出前講座</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・作業部会の開催</li><li>・オンデマンド講座の作成</li><li>・普及啓発リーフレット配布</li><li>・職域向け出前講座</li></ul>



## (2) 思春期保健事業 (事業年報 P.9~10)

思春期のこころやからだの悩み等を解消することを目的に、臨床心理士や保健師による個別相談及び学校教諭等を対象とした講演会を実施しています。

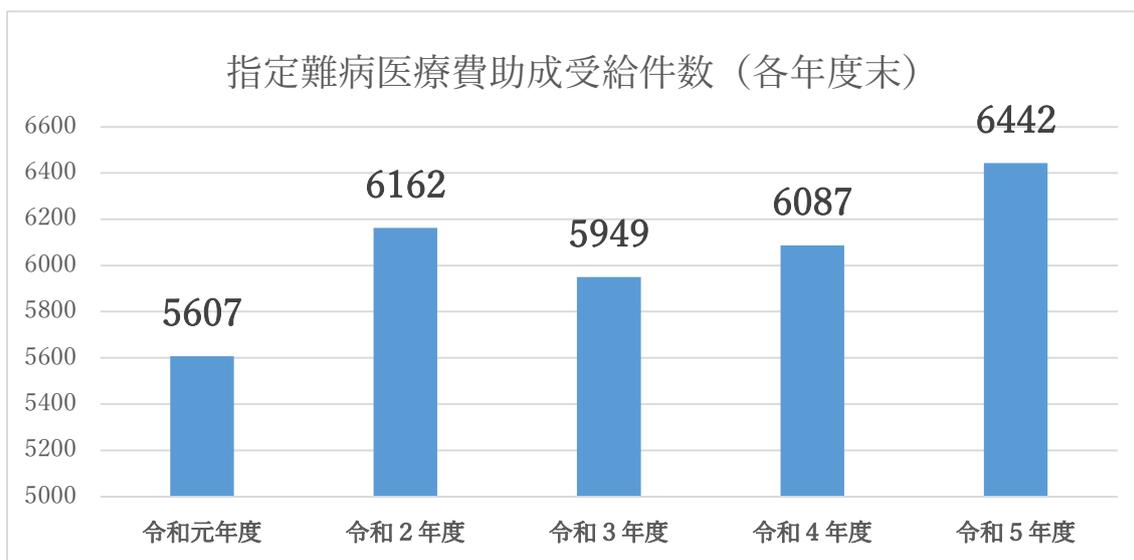
名 称	内 容
講演会	不登校の子どもの心を考える～より良い支援のために 講師:川村学園女子大学 文学部 心理学科 教授 今井正司 氏
思春期保健相談	・臨床心理士による相談(6回開催、相談件数10件) 不登校や精神的な不調に関する相談に応じ、家族の対応の仕方などを助言した。 ・保健師による電話相談(随時)

## (3) 小児慢性特定疾病医療費支援事業 (事業年報 P.7)

小児慢性特定疾病医療費の一部を助成しています。  
対象疾患は、16 疾患群 788 疾病で、令和 6 年 3 月末の助成受給者は 649 人です。

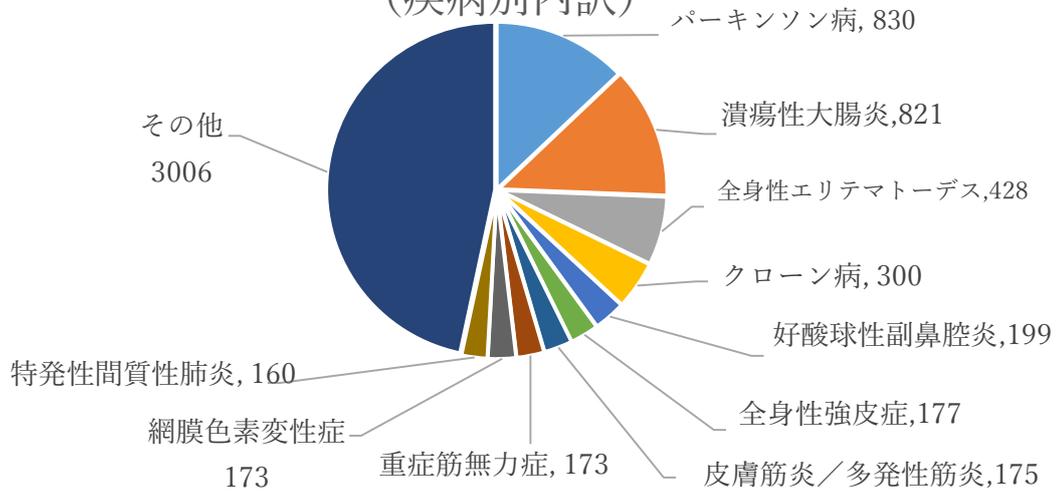
## (4) 指定難病医療費助成(事業年報 P.32~37)

指定難病医療費の一部を公費負担する制度です。  
対象疾患は、338 疾患で、令和 6 年 3 月末の受給者は 6,442 人です。



# 令和5年度 管内指定難病医療費助成受給者

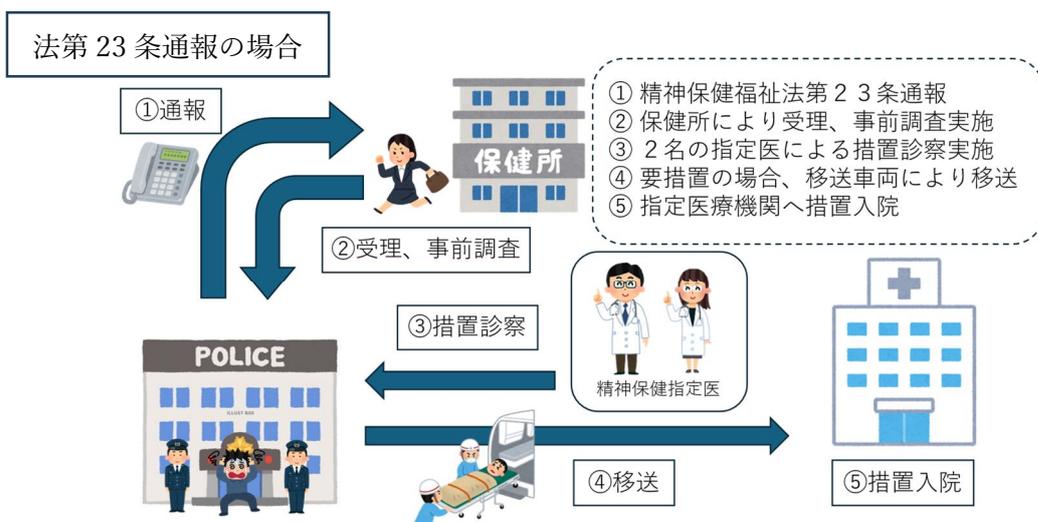
(疾病別内訳)



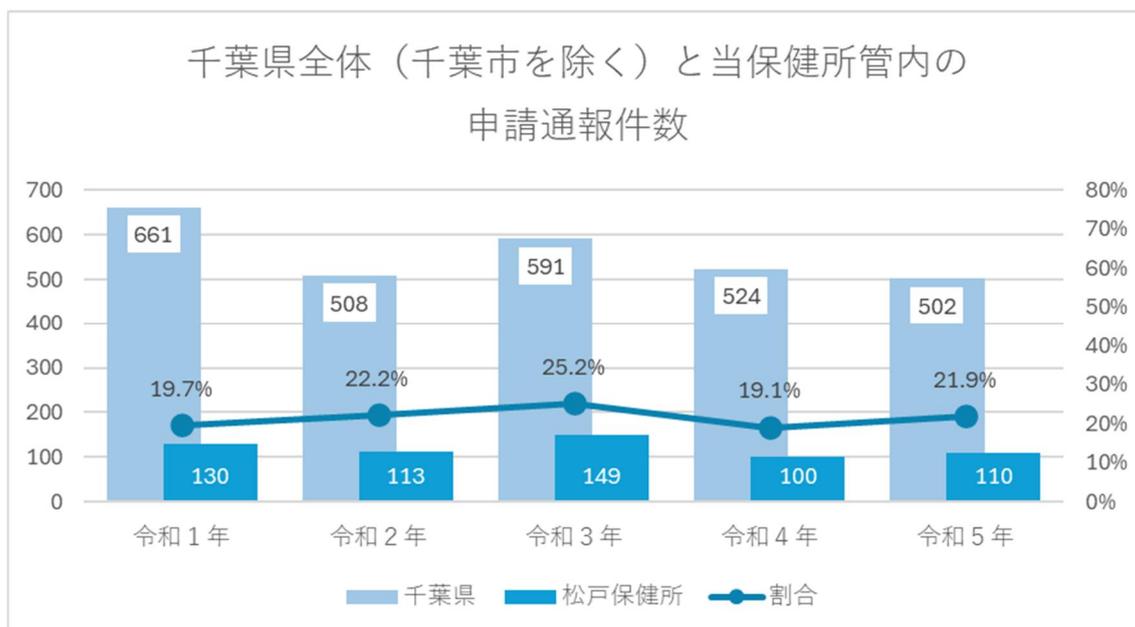
(5)精神保健福祉事業 (事業年報 P.24～26)

ア 精神障害者の措置入院について

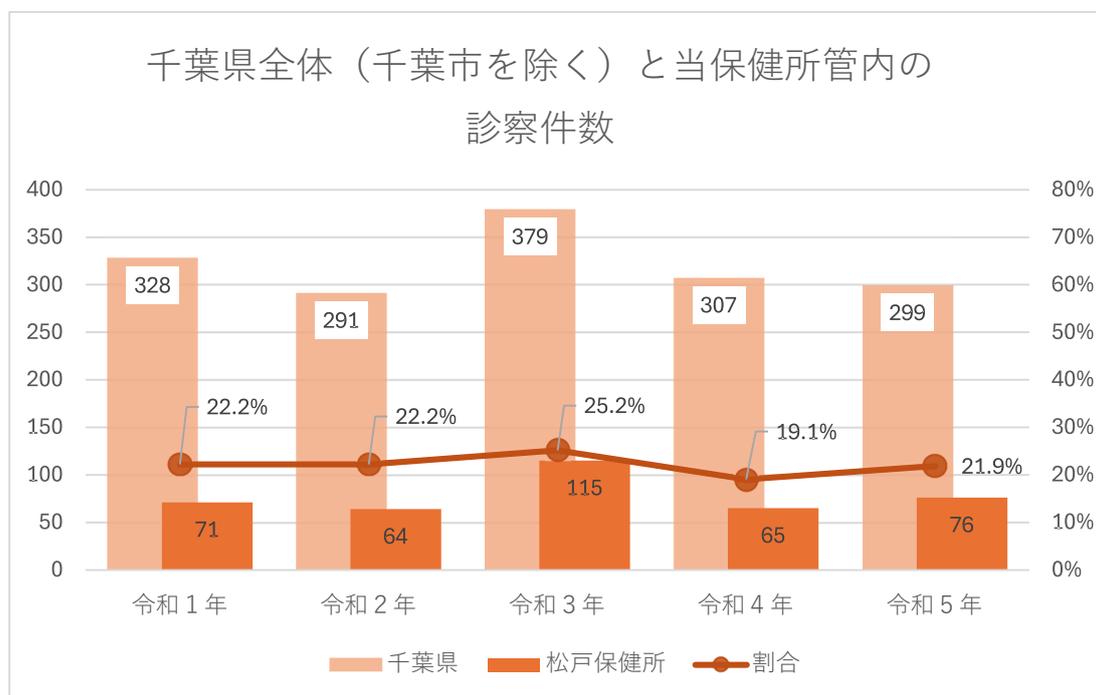
措置入院とは、精神保健福祉法第 29 条に定める入院形態のひとつです。対象者は、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者であり、千葉県知事が命令した精神保健指定医2名の診断の結果が「措置入院を要する」と一致した場合、措置入院となります。



イ 当保健所管内の通報件数



## ウ 当保健所管内の措置診察件数



## エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要(主なもの)

### 令和5年4月施行

#### 【入院に関すること】

- ① 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」から DV や虐待の加害者を削除。
- ② 入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族への告知の義務化。

### 令和6年4月施行

#### 【入院に関すること】

- ① 医療保護入院の期間及び入院継続時の更新手続きの法定化。
- ② 医療保護入院における市町村長同意の条件として、当該家族等全員が同意・不同意の判断をしない場合が追加。
- ③ 本人の希望に応じた訪問支援員を派遣する入院者訪問支援事業の開始。

#### 【虐待通報に関すること】

- ④ 医療機関における虐待防止の措置の義務化。
- ⑤ 虐待を発見した者から県への通報の義務化。

#### 【自治体の相談支援対象の見直し】

- ⑥ 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援の対象に、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者を追加。

#### (1)結核対策事業

##### ア 諸外国と日本の結核罹患率について

2022年の結核罹患率(人口10万対)は8.2であり、前年と比べ1.0の減少となっています。2021年に結核罹患率は9.2と結核低まん延国の水準である10.0以下に達し、2022年も継続しています。

日本の結核罹患率は、米国等他の先進国の水準に年々近づき、近隣アジア諸国に比べても低い水準にあります。

2020年からの結核罹患率の減少については、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。

##### イ 日本における結核の課題

###### (ア)高齢化

令和4年の新登録結核患者10,235人のうち、60歳以上が4分の3を占め、全結核患者の約3割が80歳以上です。

###### (イ)外国生まれの患者

外国出生患者は前年から99人減少して1,214人となりましたが、前年から引き続き新登録結核患者数の約1割を占めています。特に29歳以下では7割を超えています。

###### (ウ)働き盛りの発見が遅れる

30～59歳の有症状菌喀痰塗抹陽性肺結核患者に限定すると受診が遅れた患者の割合は32.4%となっています。

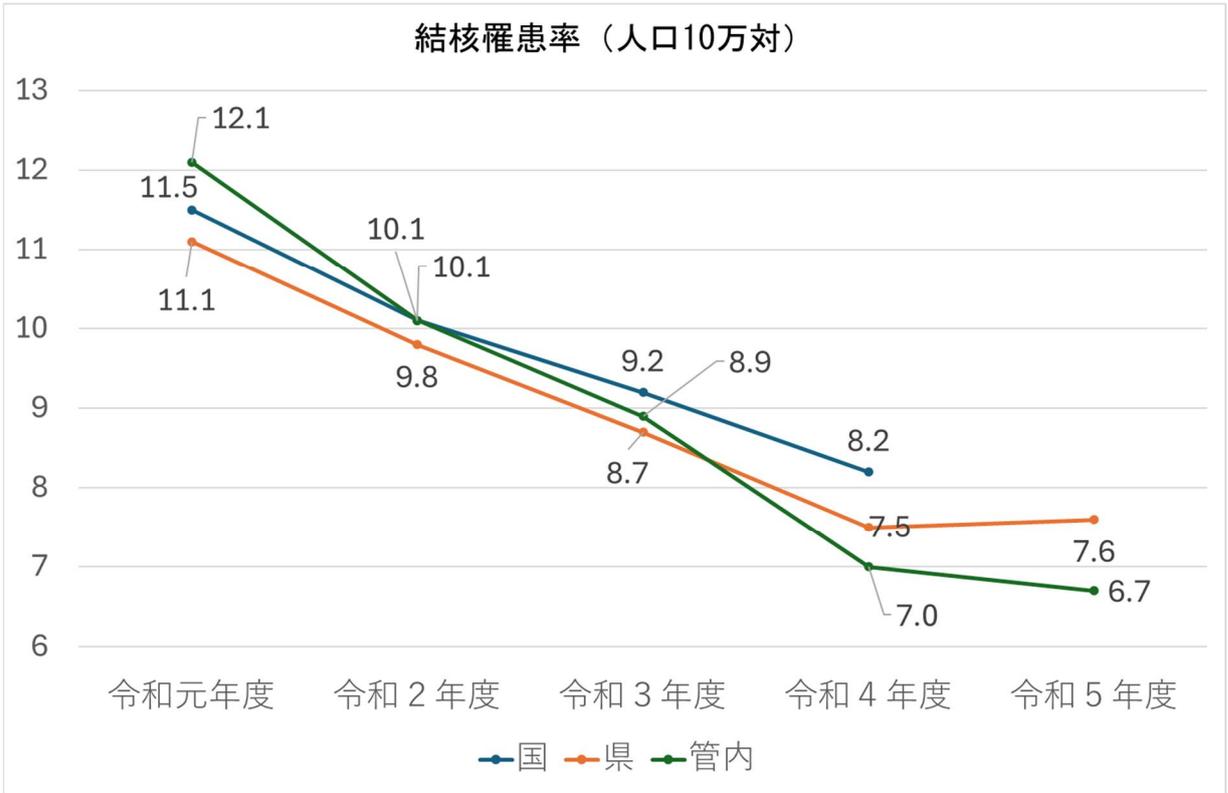
##### ウ 結核罹患率及び患者数の推移

日本の結核の罹患率は減少しており、千葉県も減少傾向にありますが、管内においても減少しています。管内では前年比で0.3ポイント減少しています。

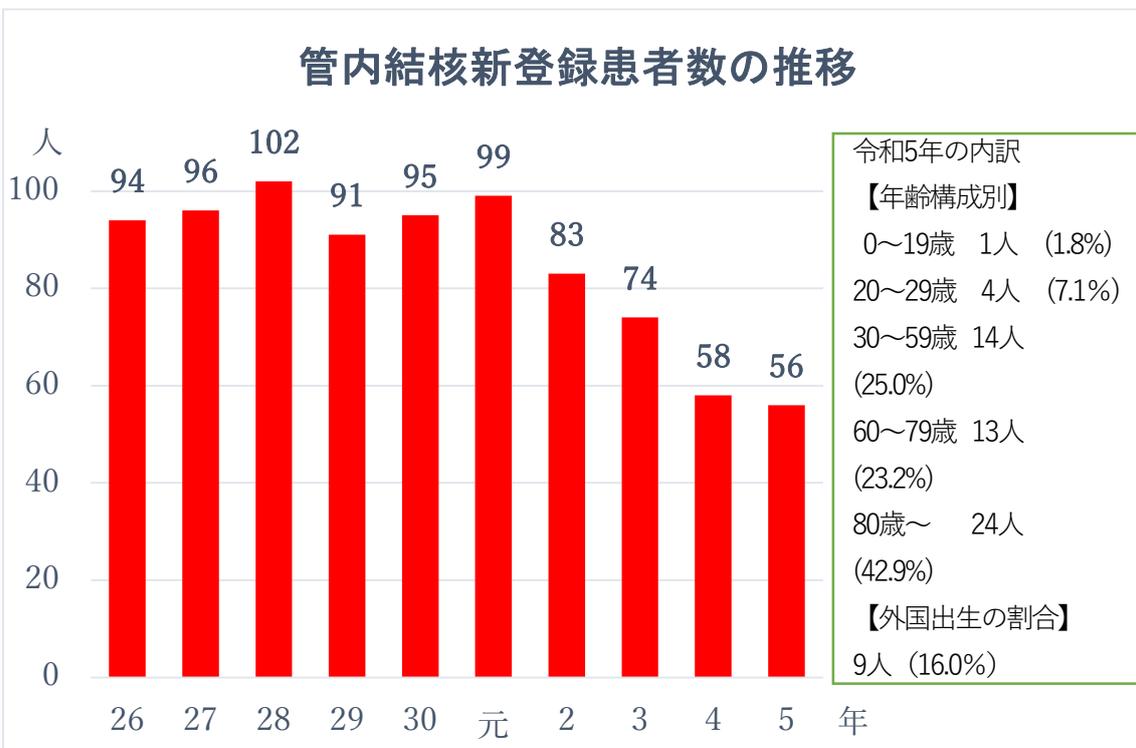
管内の結核新登録患者数は、令和5年は前年比で2人減少し56人となっています。年齢別にみると、30歳～59歳の働き盛りの世代が全体の25%、60歳以上の高齢者が全体の66%を占めています。

また、外国生まれの患者数は9人で管内の患者数全体の16%でした。

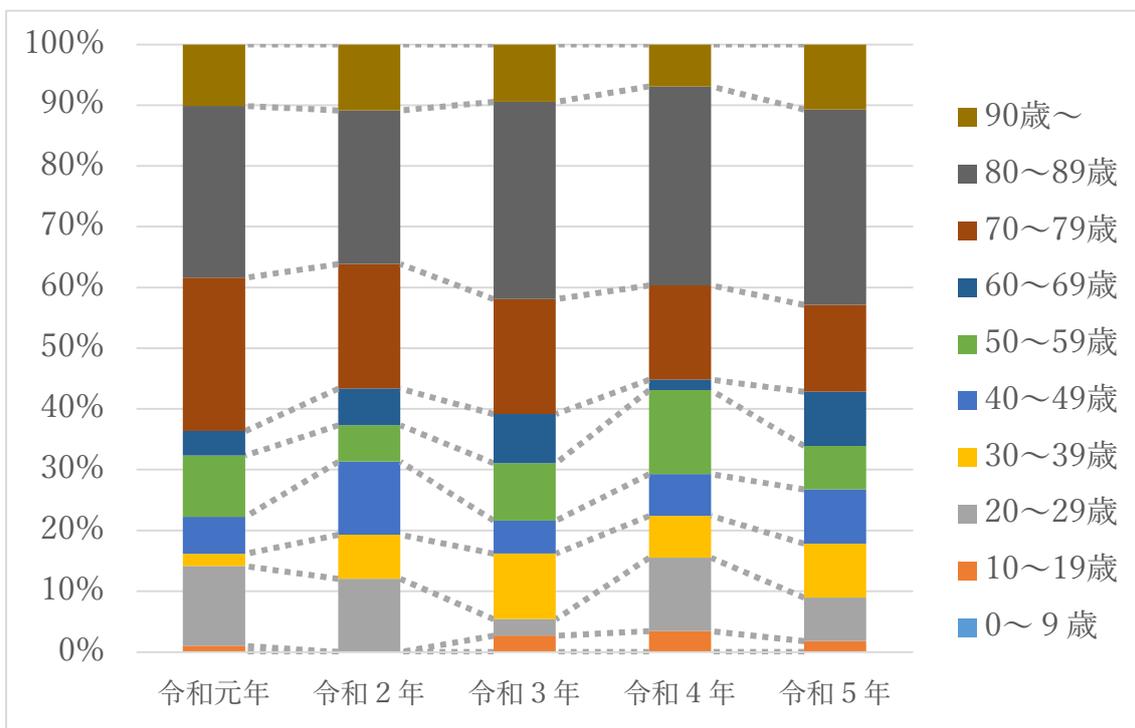
**結核罹患率**：1年間に発病した結核患者数を人口10万対で表したもの。  
千葉県では2020年までに罹患率10以下(低蔓延国化)を達成することを目標としています。



※千葉県の場合は千葉市を除く



## 管内の結核新登録患者（年齢階級別割合）



## エ 結核予防啓発活動

### (ア) 結核予防研修の実施

令和5年12月6日に結核の正しい知識の普及と外国籍の結核患者支援体制強化のため、日本語学校や技能実習団体、高齢者施設職員、市職員等を対象に研修会を実施し、31名の参加がありました。

内容:「結核の基礎知識と外国出生結核患者の現状と対策」

講師:みやさか内科・呼吸器内科クリニック 宮坂 善和院長

報告:「事例紹介 日本語学校・技能実習生のケースについて」

### (イ) DOTS事業

**DOTS = WHO が結核の早期制圧を目指して提唱した包括的な治療戦略**  
(Directly Observed Treatment, Short Course)

DOTS とは、投薬時に患者の服薬を直接確認することで必要な服薬治療を完遂し、確実に結核を治癒させる方法です。結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的としています。

長期間、規則的に服薬を続けることは非常に難しいことであり、誰もが服薬中断の可能性があることを十分認識したうえで、患者中心の DOTS を実施しています。

## (2) 感染症対策事業(結核を除く)

### ア 感染症発生状況(令和5年)について

感染症法は、対象とする疾患をその感染力や症状の重篤性などに基づいて一類～五類感染症に分類されています。一類～四類感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症(疑い含む)は、探知後速やかに調査を行っています。

分類	特徴	令和5年度発生状況
一類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から見た危険性が極めて高い感染症	発生なし
二類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	発生なし (結核をのぞく)
三類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こしえる感染症	腸管出血性大腸菌感染症 23件 腸チフス 1件
四類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	E型肝炎 4件 エムポックス 1件 つつが虫病 1件 デング熱 2件 レジオネラ症 4件
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	梅毒 49件 急性脳炎 26件 後天性免疫不全症候群 8件 ※一部抜粋

### イ 感染症予防啓発活動について

#### (ア) 高齢者施設職員向け研修

令和5年12月14日に高齢者施設の感染症予防対策に関する指導的・管理的立場の者や、各市の主管課担当者(33名)に対し、研修を実施しました。

#### (イ) 乳幼児施設に関する会議・研修

各市保育課の行政職及び医療職の職員と、検討会を2回(12月11日、2月27日)開催し、各市の意見や実情を踏まえ、「乳幼児施設における感染症発生時保健所報告マニュアル」を作成しました。2回目には、講演会を同時開催し、乳幼児施設の感染症集団発生時の主管課が押さえておきたいポイントを周知しました。

## ウ 松戸保健所感染症情報の配信

管内の感染症発生状況・感染症予防のための知識等について資料を作成し、平成23年11月からメールマガジン形式で医療機関、学校、市などに週1回配信しています。令和5年度は、定例配信48回、臨時配信3回(臨時配信の内容を入力)でした。

【登録状況】 計 689 機関(R6.8.31 現在)

医療機関(医師会・薬剤師会・病院・薬局等) : 290

市関係(市教育委員会・市担当課・市消防本部等) : 121

その他施設(保育園・社会福祉施設・学校等) : 278

[matsudokansen@pref.chiba.lg.jp](mailto:matsudokansen@pref.chiba.lg.jp)

件名: 【松戸保健所感染症情報】(医療機関版)千葉県感染症情報センター週報2024年第34週の転送と感染症関連情報について

松戸保健所感染症情報ネットワーク登録者の皆様

平素お世話になっております。  
千葉県松戸保健所感染症情報ネットワークシステム事務局です。

### ★★今週のトピックス★★

- 腸管出血性大腸菌感染症
- マイコプラズマ肺炎

#### ○腸管出血性大腸菌感染症

第34週(2024年8月19日～8月25日)に松戸保健所管内で腸管出血性大腸菌感染症の届出が2件ありました。

腸管出血性大腸菌は牛など家畜の腸管内にすることがあり、菌で汚染された食品を摂取することにより感染します。

わずかな量の菌で発症するため、感染者からの二次感染が起こりやすい感染症です。

潜伏期間は2～5日、最大12日と言われています。

焼肉やバーベキューでは、生肉を扱うトングや箸と食卓用の箸を必ず分け、中心部まで十分に加熱してください。(中心部が75℃、1分間以上の加熱)

食事前、トイレ使用后、患者の便や菌で汚染されたものに触れた後は十分に手洗いをしましょう。

トイレなど菌で汚染された可能性のある場所は、アルコールなどの消毒薬を用いて、適切に消毒することが大切です。

#### ○マイコプラズマ肺炎

第34週(2024年8月19日～8月25日)の定点医療機関当たりの患者報告数は、千葉県内1(前週1.11/0.11ポイント減)松戸保健所管内2(前週2/増減なし)となっています。

マイコプラズマ肺炎は、「肺炎マイコプラズマ(Mycoplasma pneumoniae)」という細菌を原因とする呼吸器感染症です。小児や若い人の肺炎の原因として、比較的多く、例年、患者の報告のうち約80%は14歳以下ですが、成人の報告もみられます。マイコプラズマ肺炎は1年を通じてみられ、秋冬に増加する傾向があります。

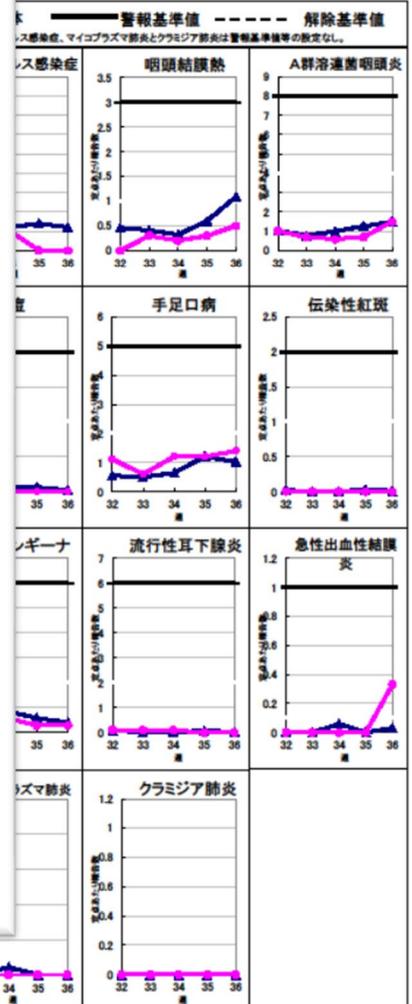
感染経路には飛沫感染、接触感染があります。

潜伏期間は2～3週間くらいとされており、発熱や全身の倦怠感(だるさ)、頭痛、咳などの症状がみられます(咳は少し遅れて始まることもあります)。咳は熱が下がった後も長期にわたって(3～4週間)続くのが特徴です。

普段から流水と石けんによる手洗いをすることが大切です。また、感染した場合は、家族間でもタオルの

1

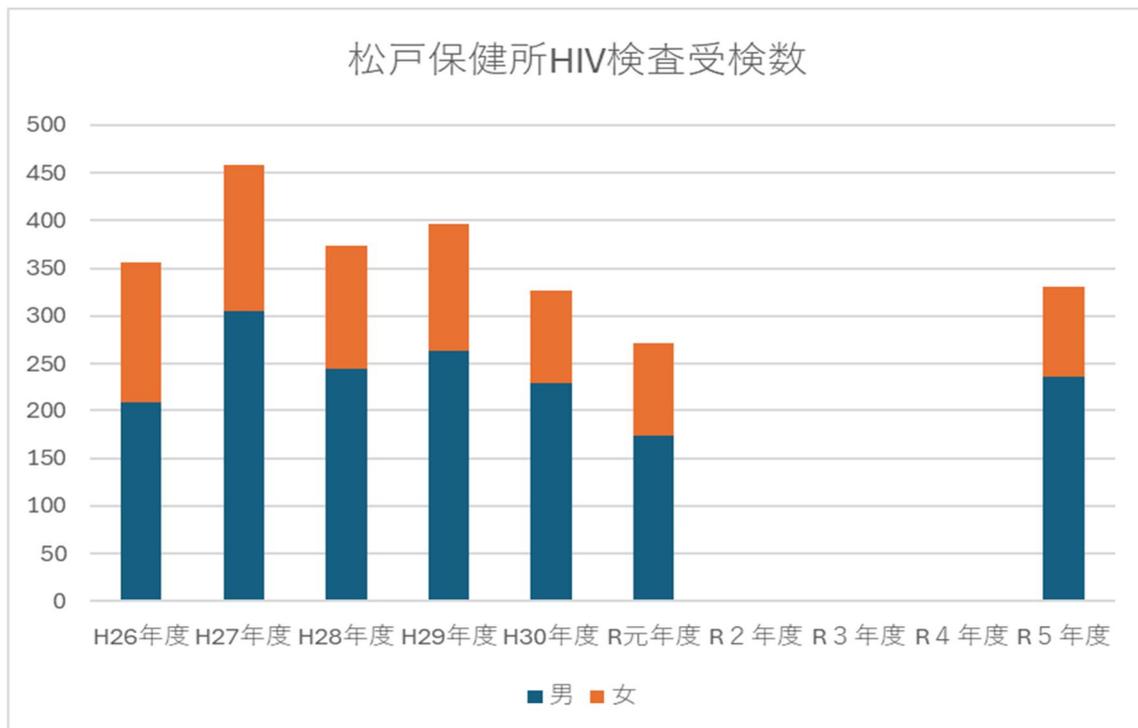
## 管内の感染症発生動向(最近5週)



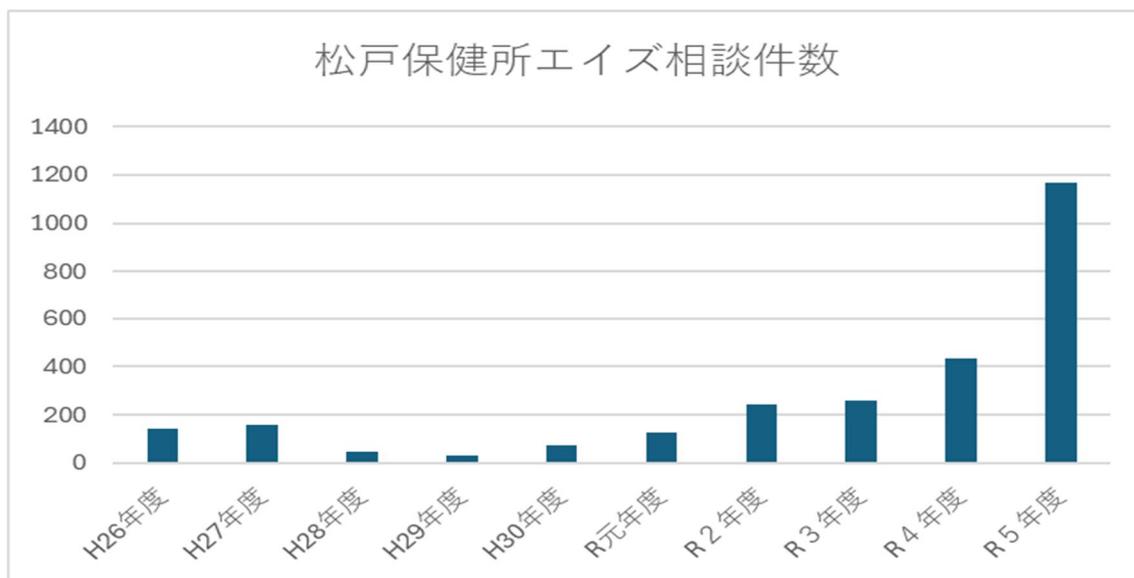
### (3)エイズ対策事業

当所では、日中検査は第2、第4木曜日、夜間検査は第4木曜日にエイズ検査を実施しています。令和2年度～令和5年6月まで、新型コロナウイルス感染症対応のため、検査は中止していました。日中検査は令和5年6月から、夜間検査は令和6年4月から再開しました。検査は無料匿名で、予約制となっています。検査項目は、HIV、梅毒、クラミジア、淋病、B型肝炎、C型肝炎の6つです。クラミジアと淋病以外は、即日検査のため、検査当日に結果を説明しています。

#### ア 松戸保健所のエイズ検査の件数(過去10年)



## イ 松戸保健所のエイズ相談件数(過去10年)



## ウ 青少年エイズ予防講習会

若年層に対するエイズ予防啓発のため、管内の小中学校の養護教諭及び保健主事を対象に、講習会を開催しました。(令和6年2月26日、出席者31人)

## 4 生活衛生

事業年報 P.127～146 159～167

食品衛生事業、狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業、環境衛生事業を実施しています。各分野の許認可事務、相談及び苦情対応、普及啓発などを実施しています。

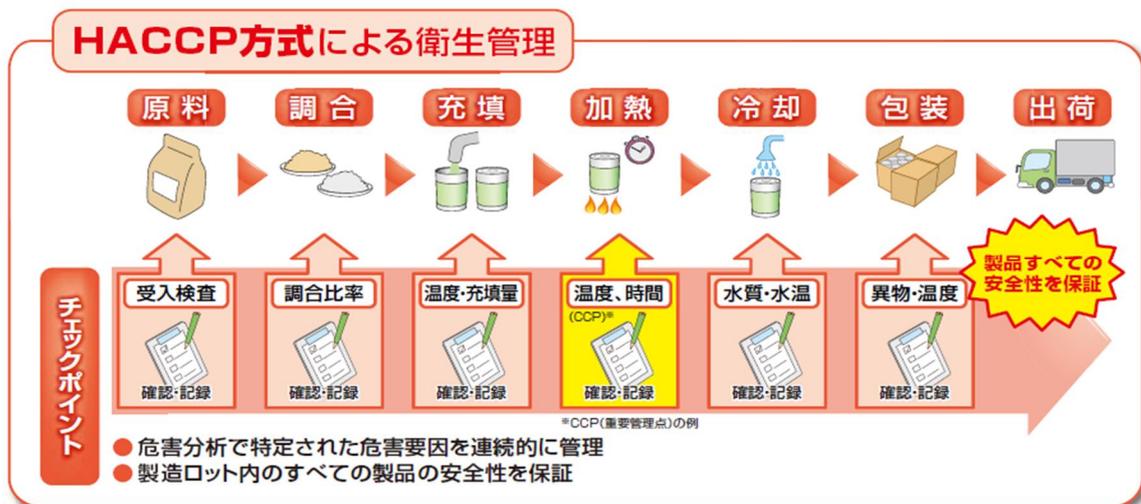
### (1) 食中毒対策

食中毒が疑われる事案を探知した場合、疫学的調査を実施し、原因を究明して危害の拡大防止・再発防止を図っています。

令和3年6月1日に改正された食品衛生法で、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った衛生管理の制度化が施行されました。食中毒をはじめとした食品による事故発生の低減につながる制度です。衛生管理の実施状況の記録や計画の定期的な振り返りなど、引き続き、HACCP に沿った衛生管理の定着にむけて、各事業者への助言・指導を行っています。

### 管内の食中毒発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生件数	1	0	0	4	3
患者数	155	0	0	41	68
原因物質	ノロウイルス	—	—	アニキサス ノロウイルス	アニキサス ノロウイルス
原因施設	飲食店	—	—	飲食店 販売店	飲食店 給食施設



## (2) 食品衛生に係る業務

食品等の安全性を確保するため、生活衛生課と食品機動監視課が連携し、施設の監視を行っています。食品機動監視課は、広域流通食品等事業者(大規模食品製造施設、大型スーパー等)や大量調理をする集団給食施設を対象に、重点的な監視指導を実施しています。

### 食品衛生に係る業務(令和5年度実績)

業務	実績	担当課
食品営業の許可	許可施設数	7,297 件
	届出施設数	2,534 件
	計	9,831 件
施設の監視	許可施設の監視件数	2,462 件
	届出施設の監視件数	161 件
	計	2,623 件
衛生教育	衛生教育実施回数	21 回
	受講者数	2,254 人

**許可施設**：公衆衛生に与える影響が著しい32業種で、施設基準が定められ許可がないと営業できない施設(飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業など)

**届出施設**：公衆衛生に与える影響が少ない業種(弁当販売業・野菜果物販売業・食料・飲料販売業など)

## (3) 動物に係る業務

狂犬病予防法に基づく犬による侵害防止対策と、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物愛護管理事業を実施しています。

犬による侵害防止対策として、管理者のいない犬や係留されていない飼い犬に対して、動物愛護センターと連携して捕獲などの措置を講じ、こう傷事故の未然防止に取り組んでいます。

動物愛護管理事業として、飼い犬、飼い猫などの愛玩動物に関する苦情や相談を受け付け、通報された事案について状況確認を行い、必要に応じて飼い主等に対し指導を実施しています。また、動物取扱業者に対し、施設の登録・監視指導を行っています。

#### (4) 環境衛生に係る業務

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく確認、許可及び監視指導業務を行うとともに、営業者自らによる自主管理体制の強化を図り衛生管理の向上に努めています。

特に公衆浴場及び旅館・ホテル等入浴施設の適正管理推進のため、レジオネラ属菌対策の実施に係る指導を強化しています。

また、特定建築物、建築物における登録事業、動物の飼養又は収容施設、遊泳用プールの衛生管理については法律、条例、要綱等に基づく監視、指導を行っています。

住居衛生に関しては、衛生害虫防除等に関する相談に応じています。

## 5 検査

事業年報 P.149～156

検査課は、13 か所の保健所のうち、7 か所に設置されています。当保健所では、野田保健所の管内である野田市についても検査業務を行っています。

### 検査実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>HIV 抗原・抗体検査数</b>	— ※	— ※	<b>353</b>
（内訳）松戸保健所	—	—	336
野田保健所	—	—	17
<b>平常時の腸内細菌検査数</b>	<b>7,487</b>	<b>7,630</b>	<b>8,070</b>
（内訳）松戸保健所	5,975	6,194	6,557
野田保健所	1,512	1,436	1,513
<b>食品検査に関する検査数</b>	<b>190</b>	<b>753</b>	<b>886</b>
（内訳）松戸保健所	90	435	596
野田保健所	100	318	290
<b>感染症に関する検査数</b>	<b>62</b>	<b>130</b>	<b>125</b>
（内訳）松戸保健所	53	111	109
野田保健所	9	19	16
<b>新型コロナウイルスに関する検査数</b>	<b>10,367</b>	<b>240</b>	<b>5</b>
（内訳）松戸保健所	9,445	231	5
野田保健所	922	9	0
<b>食中毒に関する検査数</b>	<b>1,254</b>	<b>3,776</b>	<b>5,801</b>
（内訳）松戸保健所	678	3,167	4,423
野田保健所	576	609	1,378

※HIV 等の性感染症に関する検査は、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和2年度から令和4年度まで中止していました。

## 【Ⅲ 福祉・監査指導業務】

### 1 福祉業務

事業年報 P.85～93

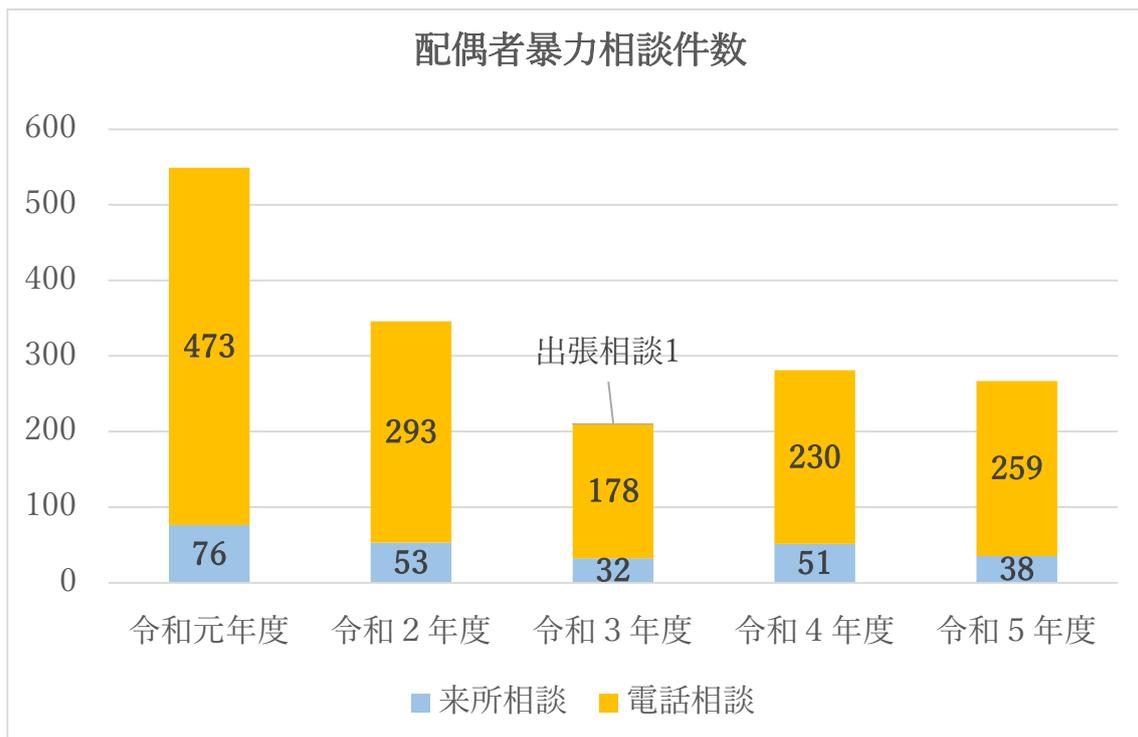
#### (1) 母子・父子・寡婦福祉資金

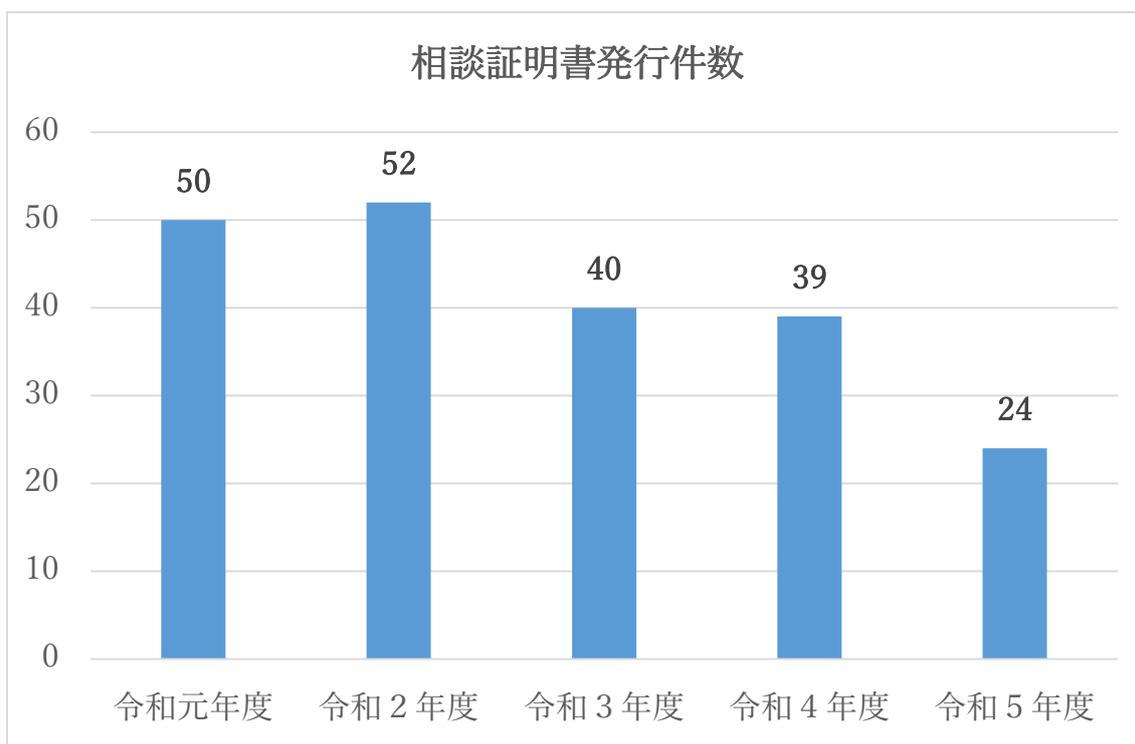
貸付金のほとんどは、高校・大学・専門学校等の授業料を対象とする「修学資金」です。貸付申請が減少している理由として、高校授業料の実質無償化や、貸付ではなく返還不要な給付型奨学金の実施等の影響が挙げられます。

	貸付合計		うち修学資金	
	人数	金額(千円)	人数	金額(千円)
令和元年度	9	18,012	8	15,942
令和2年度	5	5,548	3	5,059
令和3年度	1	200	0	0
令和4年度	1	1,080	1	1,080
令和5年度	1	1,034	1	624

#### (2) 配偶者暴力相談支援事業

健康福祉センターは、配偶者暴力相談支援センターとして相談事業を行っています。また、管内市及び警察等、関係機関との連携を強化して、被害者からの相談に対応しています。





## 2 監査指導業務

事業年報 P.171～172

平成 16 年 4 月の組織改正により、県内 5 か所の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人の運営・会計管理の指導監査、社会福祉施設等の運営・会計管理及び入居者等の処遇の指導監査、認可外保育施設の立入調査、有料老人ホームの立入検査、介護保険指定事業所等の運営指導等を行っています。

当センターの監査対象地域は、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、柏市(県が所管する社会福祉法人等)の計 5 市です。監査対象となる社会福祉法人、社会福祉施設、老人ホーム、保育所等は計 2,755 か所(令和 5 年度末現在)です。

令和 5 年度の監査計画数は 858 か所で、実施数は 463 か所(書面による監査等を含め実施率は 54.0%)となっています。